

令和元年度「都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議」

令和元年 5 月 21 日 (火)

全日通霞が関ビル大会議室

○警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室

本日は、警察庁犯罪被害者支援室担当者から、警察における被害者支援の取組について、特に直近で改正を行いました犯罪被害給付制度の見直しに関して、簡単に御説明させていただきます。

1 犯罪被害給付制度について

犯罪被害給付制度は、犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは傷害という重大な被害を受けた犯罪被害者の方に対して、社会連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給しまして、その精神的・経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するものでございます。

具体的には3種類の給付金がございます。遺族給付金と重傷病給付金、傷害給付金というものでございますが、被害者の方からの申請に基づき、都道府県公安委員会で裁定を行い、支給されます。平成30年度に都道府県公安委員会が行った裁定に係る被害者の数は全国で約300名、裁定総額は約7億円となっております。

2 今般の犯罪被害給付制度の改正について

犯罪被害給付制度は、昭和56年に制度ができてから、犯罪被害者等の方のニーズを踏まえ、何度も改正されてまいりましたが、更なる支援の拡充を求める声を受けまして、昨年4月から改正制度をして施行しております。具体的な改正事項につきましては資料のとおりでございますが、

- ・ 幼い遺児に係る遺族給付金の引き上げ
- ・ 重傷病給付金の給付期間の延長
- ・ 仮給付金の額の制限の見直し
- ・ 親族間犯罪に係る減額・不支給事由の見直し

でございます。

特に親族間犯罪に関する減額・不支給事由の見直しについて申し上げますと、平成29年の4月から7月にかけて、警察庁で有識者検討会を開催し、警察庁で行った親族間犯罪の実態調査をもとに具体的な議論を行い、この支給制限を抜本的に改めました。

例えば、改正前は、親族間犯罪については原則不支給とした上で、DV等の諸々の事情の有無を段階的に認定し、最終的な支給額を決定しておりましたが、これを簡素化いたし、単純に親族関係が破綻、例えば形式的には離婚の届出をしていないけれども、実質的に別居し、離婚の意思もあったというような夫婦関係の場合で起きた事案等につきましては、親族間を理由としての支給制限を行わず、支給することとしました。

また、18歳未満の方が被害者等になる場合につきましては、親族間を理由とした支給制限を行わないこととしました。

殺人の約半数、傷害事件の約25%が、親族間で起きているという実態もございますので、この改正内容について是非御承知おきいただければと思います。

3 自治体の皆様へのお願いについて

続きまして、皆様へのお願いを何点か御説明させていただければと思います。

1点目は、一部の地方公共団体で措置していただいている見舞金や貸付金制度について、犯罪被害給付制度の不支給事由、減額事由に倣って適用除外とする規定を設けている場合があると承知しております。

犯罪被害給付制度ができた昭和56年頃から、あまり内容が変わっていないところもあるようですので、これを機会に、今般警察庁が行いました制度改正の趣旨も参酌いただきまして、適用除外の範囲の見直しについて御検討をお願いいたします。

2点目は、関係機関の連携強化です。今回、犯罪被害給付制度を改正するために、警察庁で行った有識者検討会の提言では、犯罪被害者の負担を軽減するために、関係機関の連携強化によって、既存の支援制度の適用を徹底すること、例えば高額療養費制度、こういったものの活用を徹底することが盛り込まれています。

警察庁の調査結果によると、犯罪被害によって医療を受診した際に、高額療養費の限度額適用認定証を利用せずに、高額の窓口負担をしてしまったケースが複数ありました。こういった健康保険組合等の制度等を含む福祉制度を犯罪被害者の方にしっかりと周知することで、犯罪被害者の方々の自己負担を減らしていくことができると考えています。

是非とも、各制度の利用が徹底されますよう、何卒御協力をよろしくお願いいたします。

警察庁といたしましても、犯罪被害者の方が一日も早く再び平穏な生活を営めるように努力してまいりますので、皆様におかれましても、引き続き御尽力のほど、よろしくお願いいたします。

以上となります。